**介護保険福祉用具購入費の申請について**

**１　介護保険対象の福祉用具**

**（１）腰掛便座**　　例：ポータブルトイレ、補高便座　等

①和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの

②洋式便器に置いて高さを補うもの

③電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助出来る機能を有しているもの

④便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(居室内で移動可能なもの)

**（２）入浴補助用具**　例：シャワーチェア、シャワーベンチ、入浴グリップ　等

①入浴用いす

②浴槽用手すり

③浴槽内いす

④入浴台

⑤浴室内すのこ

⑥浴槽内すのこ

⑦入浴用介助ベルト

**（３）簡易浴槽**

空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの（硬質の素材なものであっても収納できるもの）であって、取水又は排水のために工事を伴わないもの。また居室において、必要があれば入浴が可能なもの。

**（４）移動用リフトのつり具の部分**

　　　　身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの。

**（５）自動排泄処理装置の交換可能部品**

　　　　自動排泄処理装置の交換可能部品のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者又はその介護を行うものが容易に交換できるもの。（専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シーツ等の関連製品は除く。）

**（６）排泄予測支援機器**

　　膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排泄の機会を居宅要介護者又はその介護を行う者に通知するもの。（専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除く。）

**（７）固定用スロープ**

　　主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬性のものは除く。

**（８）歩行器**

　　脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。

**（９）歩行補助つえ**

　　カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

**※（７）～（９）については、貸与と販売の選択が可能です。**

**２　支給対象者**

　　介護保険要支援・要介護認定を受けた方です。

その内、受領委任払を利用できる方は、入院又は入所中でないこと、保険料の滞納がないこと　　も条件です。

**３　利用方法**

要支援・要介護認定をお持ちの方は、同一年度(4/1～翌3/31)で１０万円を上限に費用の7割～９割が支給されます。（１０万円を超えた場合は、超えた額は全額自己負担となります。）

福祉用具の購入にあたっては本人、ケアマネジャー、都道府県等の指定を受けた特定福祉用具販売事業者と十分に検討を行ってください。また、特定福祉用具販売事業者以外の事業者から購入した場合は支給対象外となります。

**４　福祉用具購入費の申請**

**償還払**　　①購入費の全額を販売業者へ支払う。

②「介護保険福祉用具購入費支給申請書」の提出

添付書類　・購入費全額記載された領収書（原本）

※領収書原本の返却をご希望の場合、領収書原本＋写しを持参してください。

・購入した福祉用具のパンフレット

・本人以外の口座へ振り込む場合は、本人からの委任状が必要

③支給決定　　毎月５日までの申請書の提出で、当月２０日支給（祝祭日で前後すること有）。

申請内容を審査後、被保険者本人に費用の９割（１割負担の場合※）を支給する。

**受領委任払**　①購入費の１割（１割負担の場合※）を販売業者へ支払う。

②「介護保険福祉用具購入費支給申請書（受領委任払用）」を提出

申請書には、受領委任する事業者の同意が必要。

添付書類　・購入費の１割（１割負担の場合※）が記載された領収書原本

※領収書原本の返却をご希望の場合、領収書原本＋写しを持参してください。

・購入した福祉用具のパンフレット

③支給決定　　毎月５日までの申請書の提出で、当月２０日支給（土・日・祝日で

前後すること有）。

申請内容を審査後、受領委任された販売業者に費用の９割（１割負担の場合※）を支給する（口座振込）。

※６５歳以上で一定以上の所得がある方の利用者負担は、２割又は３割となります。

**５　Ｑ＆Ａ**

Ｑ１　介護保険の適用となる特定福祉用具の部品を経年劣化（目安５年）や破損等の理由で交換した場合の部品購入費は福祉用具購入費の対象となるか。

Ａ１　福祉用具を構成する部品については、福祉用具購入費の対象となる福祉用具であって、製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部品について、桶川市が部品を交換することを必要と認めた場合には、給付対象となります。

Ｑ２　同一品目の再度購入はできるか。

Ａ２　原則できません。経年劣化（目安５年）や破損等やむを得ない理由があり、必要性が認められた場合は給付対象となります。

同一品目を再度購入する理由や写真の添付が必要です。

Ｑ３　複数の購入をし、購入日が年度をまたいでしまった場合の申請はどうしたらよいか。

Ａ３　申請書を年度ごとに分けて提出してください。購入日により支給限度額管理をします。

Ｑ４　納品時に被保険者が支払できず、その後被保険者が死亡したため、相続人が福祉用具購入費を支払った場合は支給対象となるか。

Ａ４　福祉用具の納品後、死亡した被保険者が当該福祉用具を利用した実績があれば、支給対象とします。その場合、下記の書類が必要となります。

1. 介護保険福祉用具購入費支給申請書

※申請者は相続人（相続人氏名の横に続柄を記載）

※償還払いの場合、振込先口座は相続人名義の口座

1. パンフレットの写し
2. 領収書

※宛名は相続人氏名

※但し書きに被保険者氏名及び福祉用具の品目、負担割合を記載

1. 福祉用具販売事業者が発行する納品証明

Ｑ５　同じ福祉用具を複数個販売できるか。

Ａ５　固定用スロープ、歩行器、歩行補助つえについては、利用者の身体状況や用具の性質等から複数個の利用が想定されるため、同一種目の福祉用具であっても複数購入を認める場合があります。

　　　複数購入の申請の際は、申請書の購入理由欄に、複数購入の理由を明記して提出してください。

　　　固定用スロープを複数購入する場合は、設置した写真が追加で必要です。

　　　※判断に迷う場合は、高齢介護課まで事前にご相談ください。

桶川市高齢介護課